○医薬品、医療機器等の品質、を定めて指定する医療機器の一医薬品、医療機器等の品質、有 (平成十七年厚生労働省告示第百十二号)有効性及び安全性の確保等に関する法律第部を改正する告示(案) 新旧対照表:効性及び安全性の確保等に関する法律第二 する法律第二十三条の二の二十三第一 項 0 規 定により厚生労働大臣 口が基 準

を定めて指定する医療機器 はする法律第二十三条の二の二十三第二対照表 項 0) 規定により厚生労働 大 臣 が 基

(抄)

別 表第 番号 **~**八 医療機器の名称 略 改 等性を評価すべ既存品目との同 とその基準 き主要評価項 略 正 É 後 基 使 淮 略 用目的又は効果 別 表第 番号 **~**八 医療機器の名称 略 改 き主要評価項目 既存品目との同 とその基準 略 正 前 基 使用目的又は効果 準 略

九

1

次

の評価項目に

自己検査による血

液中のグルコース

定器

生局長が定める

を測定すること。

3 2

システムの 日間再現性

すること。

1

基準により評価

グルコース測 自己検査用

ついて厚生労働

(傍線 0) 部 分 は 改 企部 分

			別	
<u></u> 5 匹		番号	別表第三	+1
(略)		医療機器の名称		1 手 所 一 ションコニ ツト イ ビ ゲ イ イ ジョンコニ
(略)	格会議が定める規は国際電気標準日本工業規格又	基		2 測 1 1 1 1 1 1 1 1 1
(略)	使用目的又は効果	準		において、位置を把握を担外科手術というの情報を担保を別外科手術とは、位置検出器をコンソトに表示するに、同じ、位置を対するため情様をコンソの情報をコンソの情報をコンソールとの情報をコンツを対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を
-				
<u></u> 5 匹		番号	別表第三	
(略)		医		
		医療機器の名称		
(略)	格会議が定める規は国際電気標準日本工業規格又	療機器の名称		

六 百 十	九 〜 五 六 十 百 四	五. 十 三	二 \ 四 五 十 十 四	四 十 二 二
1 レフラクト	(略)	1 眼底カメラ	(略)	2 1 シメータモジ シメータモジ キ
T 七 三 一	(略)	工七三二〇	(略)	二 一 六 〇 六 〇 一
ること。 及び眼圧を測定す 曲率半径、角膜厚 眼球屈折度、角膜	(略)	。 のに提供すること を観察、撮影又 は記録し、眼底画 は記録し、眼底画 で瞳孔を通じて眼 がに提供すること	(略)	素飽和度を測定し動脈血の経皮的酸
六百十	九 ~ 五 六 十 百 四	五 十 三	二 5 四 五 十 十 四	四 十 二
1 レフラクト	(略)	1 眼底カメラ	(略)	2 1 シメータ シメータモジ シメータ キジ
T 〇六 〇 一 一	(略)	T 〇六 〇 一 一	(略)	T 〇六 〇 一 一
ること。 及び眼圧を測定す 曲率半径、角膜厚 眼球屈折度、角膜	(略)	を観察、撮影又に瞳孔を通じて眼 は記録し、眼底画 は記録し、眼底画 を情報を診断のた	(略)	表示すること。素飽和度を測定し動脈血の経皮的酸

十 八 百 七	十八十八九百一六六	十八百六	九百一六五千八十
1 開成カメラム	(略)	1 シメータ用プ カスオキ	(略)
T 七三二〇	(略)	二 一 六 一 二 一 六 一	(略)
。 に瞳孔を通じて眼 に瞳孔を通じて眼 は記録し、眼底画 は記録し、眼底画 とがに提供すること	(略)	ること。 を の の の の の の の の の の の の の	(略)

十 八 百七	十 八 十 八 九 百 一 万 六 六	十八百六	九 百 一 六 五 ~ 百 十 八 十
1 用プログラム	(略)	1 シメータ用プ カスオキ	(略)
T 〇六〇 一 一	(略)	T 〇六〇 — —	(略)
。 に瞳孔を通じて眼 に瞳孔を通じて眼 は記録し、眼底画 は記録し、眼底画 は記録で診断のた	(略)	ること。 を の の の の の の の の の の の の の	(略)